

① 使用済核燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	-----	-----	-----

別表十二(六)

平十五・三・三十一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額	1	円	期首使用済核燃料再処理準備金の金額	13	円
当期の積立限度額の計算	期末の再処理費の額（租税特別措置法第57条の3第1項第1号イ又は第68条の53第1項第1号イの金額）	2	当期繰越額の計算	再処理費の額が生じた場合の益金算入額	14
	前期末の再処理費の額（前期の(2)）	3		同上以外の場合による益金算入額	15
	再処理費の額が生じた場合の当期益金算入額(14)	4		計(14) + (15)	16
	積立限度額(2) - (3) + (4)	5	貸借対照表の金額との差額の明細	当期積立額のうち損金算入額(1) - (8)	17
	指定日を含む事業年度の積立限度額(30)	6		差引使用済核燃料再処理準備金の金額(13) - (16) + (17)	18
	(13) - (16) = 0 の場合の事業年度又は連結事業年度の積立限度額(39)	7		累積限度超過額(12)	19
	積立限度超過額(1) - ((5)、(6)又は(7))	8		期末使用済核燃料再処理準備金の金額(18) - (19)	20
累積限度超過額の計算	差引使用済核燃料再処理準備金の金額(18)	9	貸借対照表に計上されている使用済核燃料再処理準備金	21	
	平成9年改正措置令附則第13条に規定するいずれか少ない金額	10	差引(21) - (20)	22	
	累積限度額(2) - (10) × $\frac{60}{100}$	11	当期分	貸借対照表の取崩不足額(10) - ((1) - ((21) - 前期の(21)))	23
	累積限度超過額(9) - (11)	12	前期分	当期に生じた差額の合計額(8) + (12) + (23)	24
			前期末における差額(前期の(2))	25	

指定日を含む事業年度の積立限度額の計算

使用済核燃料再処理準備金を積み立てることにつき経済産業大臣の指定を受けた日	26	・ ・	期末の再処理費の額（租税特別措置法第57条の3第1項第1号イの金額）	31	円
同上の日から当期末までの日数	27	日	前期末の再処理費の額（前期の(31)に相当する金額）	32	
当期の日数	28		同上のうち当期に生じた再処理費の額に対応する金額	33	
差引積立限度額(34)	29	円	差引積立限度額(31) - (32) + (33)	34	
当期積立限度額(29) × $\frac{(27)}{(28)}$	30				

租税特別措置法第57条の3第2項又は第68条の53第2項の規定により使用済核燃料再処理準備金を有しなくなった事業年度又は連結事業年度の積立限度額の計算

期末の再処理費の額（租税特別措置法第57条の3第1項第1号イ又は第68条の53第1項第1号イの金額）	35	円	任意取崩額がある場合の減算額	当期の任意取崩額（租税特別措置法第57条の3第4項第4号又は第68条の53第4項第4号の金額）	40	円
前期末の再処理費の額（前期の(2)、(31)又は(35)）	36			前期までの任意取崩額	41	
同上のうち当期に生じた再処理費の額に対応する金額	37			任意取崩額の合計(40) + (41)	42	
任意取崩額がある場合の減算額(44)	38			(37) - (42)	43	
当期積立限度額(35) - (36) + (37) - (38)	39			減算額(42)と(43)のうち少ない金額	44	

別表十二（十六）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で、電気事業法第2条第1項第1号（定義）に規定する一般電気事業若しくは同項第3号に規定する卸電気事業（以下「一般電気事業等」といいます。）を営むものが、措置法第57条の3（使用済核燃料再処理準備金）又は平成9年改正措置法附則第14条第7項（使用済核燃料再処理準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合又

は連結法人で一般電気事業等を営むものが措置法第68条の53（使用済核燃料再処理準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。